

入札公告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : コニカミノルタ製電子複写機保守契約
- (2) 仕様等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係
TEL 045-211-7151
- (2) 日時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時～午後5時)

4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含め、仕様書に示す予定数量に単価を乗じて算出した金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午後3時30分 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. 契約書の作成の要否

要

11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

電子複写機保守仕様書

1. 複合型電子複写機の保守に関する条件を以下の通り記載する。

(1) 複合型電子複写機の種別、予定使用枚数及び保守受付時間

No.	設置場所	機種			予定使用枚数 (単位: 枚)	
		メーカー	型式	機番	モノクロ	カラー
1	横浜植物防疫所 総務部	コニカミノルタ	bizhub 450i	AC76001002441	30,300	
2	横浜植物防疫所 業務部	コニカミノルタ	bizhub 450i	AC76001002379	43,100	
3	横浜植物防疫所 新山下庁舎	コニカミノルタ	bizhub 450i	AC76001002182	2,300	
4	横浜植物防疫所 新山下庁舎	コニカミノルタ	bizhub 450i	AC76001002171	5,100	
5	横浜植物防疫所 新潟支所	コニカミノルタ	bizhub C450i	AA7R001007540	30,000	36,600
6	門司植物防疫所 名瀬支所	コニカミノルタ	bizhub C450i	AA7R001007199	22,800	42,600
7	門司植物防疫所 鹿児島支所	コニカミノルタ	bizhub C450i	AA7R001007231	31,900	18,900
8	那覇植物防疫事務所	コニカミノルタ	bizhub C450i	AA7R001007230	79,400	88,100
9	横浜植物防疫所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022591	12,800	8,500
10	横浜植物防疫所 東京支所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022592	70,000	62,400
11	横浜植物防疫所 羽田空港支所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022584	37,200	30,300
12	名古屋植物防疫所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022469	38,300	58,500
13	名古屋植物防疫所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022483	63,200	29,700
14	神戸植物防疫所	コニカミノルタ	bizhubC450iS	AA7R007022357	99,600	64,100
				合計	566,000	439,700

機種別内訳	bizhub 450i	4台	80,800	
	bizhub C450i	4台	164,100	186,200
	bizhubC450iS	6台	321,100	253,500
	合計	14台	566,000	439,700

※設置場所の住所については、別紙のとおり。

※予定使用枚数は、あくまで予定数量であり印刷枚数を保証するものではない。

保守受付時間については、業務上の観点より以下のとおりとする。

9:00~17:00

17:00までに受付けた障害に対しては、当日訪問保守対応が可能であること。

(2) 保守基本条項

- ア 保守範囲 通常使用上起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。
- イ 保守受付日程 月～金（土日、祝祭日及び年末年始期間等を除く）
- ウ 保守受付対応 受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。
- エ 保守管理番号表示 保守連絡先及び一意の管理番号表示したシールを当該複写機に貼り付けること。
- オ 定期点検 必要に応じて点検整備を定期的実施すること。
点検整備に一定時間（1時間以上）を要する場合は、事前に設置場所の管理担当職員に連絡し、許可を得ること。
- カ 保守料金設定 保守料金は、機種別1枚毎にコピー単価を設定するものとする。
- キ 保守料金請求 保守料金請求については、月末に任意書式にて使用枚数を検査職員に報告し、確認を受けた後、コピー単価を乗じた金額を請求するものとする。

(3) 保守詳細条項

- ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等含む）は、保守費用に含むものとする。
- イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。
- ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く）費用については、本契約に含むものとする。
- エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。
- オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。
- カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。
- ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合
 - ・使用者の故意又は過失による生じた故障修理の場合

(4) 保守体制

- ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。
尚、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。
- イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。
- ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。
- エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

(5) トナー供給

- ア 複写機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(6) 保守実施報告

- ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に設置場所の管理担当職員に速やかに報告すること。
- イ 作業終了後に設置場所の管理担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

(7) 安全の確保

- ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。
- イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用するなどしてはならない。

2. 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3. 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、横浜植物防疫所総務部会計課調達係と協議すること。

No.	設置場所	型式	住所
1	横浜植物防疫所 総務部	bizhub 450i	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
2	横浜植物防疫所 業務部	bizhub 450i	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
3	横浜植物防疫所 新山下庁舎	bizhub 450i	〒231-0801 神奈川県横浜市中区新山下1-16-10
4	横浜植物防疫所 新山下庁舎	bizhub 450i	〒231-0801 神奈川県横浜市中区新山下1-16-10
5	横浜植物防疫所 新潟支所	bizhub C450i	〒950-0072 新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内
6	門司植物防疫所 名瀬支所	bizhub C450i	〒894-0036 鹿児島県奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎内
7	門司植物防疫所 鹿児島支所	bizhub C450i	〒892-0822 鹿児島県鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎内
8	那覇植物防疫事務所	bizhub C450i	〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-11-1 那覇港湾合同庁舎内
9	横浜植物防疫所	bizhubC450iS	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
10	横浜植物防疫所 東京支所	bizhubC450iS	〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内
11	横浜植物防疫所 羽田空港支所	bizhubC450iS	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-3 羽田空港貨物合同庁舎内
12	名古屋植物防疫所	bizhubC450iS	〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
13	名古屋植物防疫所	bizhubC450iS	〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内
14	神戸植物防疫所	bizhubC450iS	〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎内